

## 公共性を考える道德教育実践

—— 高校道德の事例から ——

小川 哲哉\*・渡邊 英一\*\*・渡邊 哲郎\*\*\*

(2014年9月16日受理)

A Case Study on Moral Education: Discussion of Public Welfare Problems in a High School Class

Tetsuya OGAWA, Eiichi WATANABE and Tetsuro WATANABE

キーワード: 高校道德, 公共性, 討議活動

茨城県では平成19年度より総合的な時間1単位(35時間)使い, 必修科目「道德」として授業を行っている。このような高校道德は制度的に定着してきただけでなく, 生徒たちにもその教育的意義が認識されつつあり, 個々の生徒の道德性育成に向上が見られてきた。ただ道德教育にとって重要な教育課題である「公共性」の育成に関しては, さらにその充実が求められている。とりわけ今日のような高度な情報社会では, 多様な情報のやり取りが行われているように見えていながら, その内実は特定の個人とのやり取りに限定されたり, 自己の興味関心以外の対象には意識が向かわない傾向性が看取できる。そのため自分に関係のない対象には全く関心を持たない自己中心的なコミュニケーションが拡大している。こうした状況は高校生においても見られ, 自分と直接関係のない公共性に関わる諸問題に積極的に取り組もうとする意識は希薄な面がみられる。そこで本研究では, 公共性に関する資料「公共施設と住民自治」を取り上げ, その授業の試行的実践を通して, 高校生にとって公共性問題とは何かを考えさせる「討議活動」の教育的意義を確認し, その種の道德教育活動の有効性を検証した。

### 問題の所在

茨城県の高등학교での「道德」は8年目を迎えた。導入された当初は, 「道德」の実践において教員間で戸惑いもあったが, 7年間の実践を積み重ねることによって制度的に定着してきたこともあり, より実践的な議論が広がってきたのではないだろうか。県教育委員会においても導入時より, 「道德」の研修会等を数多く実施してきている。当初は, 「道德」の授業の展開例や教材研究の方法

---

\*茨城大学教育学部    \*\*茨城県教育庁    \*\*\*茨城県立緑岡高等学校

などが中心であったが、昨年度からは、小・中学校の道徳推進教師の立場の教員に該当する「豊かな心育成コーディネーター」を対象とする研修会に重点をおき、内容も充実してきている。そうした着実な取り組みにより、現在では高校教員の間にも「道徳」教育の理論と実践に対する探究意識が随分変わってきているように感じられる。

さて茨城県の「道徳」は1年次の総合的な学習の時間に位置づけられており、県作成の生徒用テキストを中心に授業が展開されているが、その内容項目は、中学校道徳の24の内容項目を継承しながら、高校生の発達の段階を考慮して道徳的価値の自覚が図れるようなものになっている<sup>1)</sup>。ただ高校の道徳教育では、学習指導要領においても指摘されているように「人間としての在り方生き方に関する教育」を基本的なものと見なし、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為し得る発達の段階」であることに注意しなければならない。そのため澤田が指摘するように<sup>2)</sup>、生徒が自分自身の固有な「選択基準」や「判断基準」、すなわち「人生観、世界観ないし価値観」を形成させていく重要な時期であると思われ、そのための体験活動や思索の機会を増やして、自らの考えを深めて行くことが重要である。そのため、茨城県では今後1年次の道徳の時間だけではなく、さらに2年次のホームルーム活動において、道徳の内容の充実を図ることも検討されている。すでに来年度に向けて、その種の教育活動を実施するための教材開発の取り組みや、実践研究協力校での試行的実践が行われる予定がある。その際に注意したいのは、今日の生徒たちを取り巻く社会状況の変容の特質と問題点を把握し、それに対応した新しいタイプの道徳教育実践を進めていくことであろう。

近年の生徒たちの日頃の学校生活をみると、思いやりの心や集団生活の大切さなどには十分な理解があるように思われるし、生徒対象の調査結果（平成25年度、茨城県教育委員会ホームページに掲載）においても、「礼儀や思いやりなど、他の人とのかかわりについてじっくりと考えるようになった」という設問に対して、8割を超える生徒が肯定的な回答（「そう思う」が32.6%、「ややそう思う」が54.1%）をしている。

しかし、具体的に自分の日常生活に当てはめて考えたり行動したりすることはそれほど多くない。「道徳的には正しい行いが分かっているが、実際に行動に移せないことがある」という設問に対して、8割を超える生徒が肯定的な回答（「そう思う」が26.9%、「ややそう思う」が54.1%）をしている。また、実際に行動に移していく際にも、自分本位になりがちな傾向性が看取できる。そのため高校において道徳教育を充実させる実践には、今の高校生たちを取り巻く社会状況の影響を十分に考慮に入れなければならないであろう。特に高校生たちの多くは、高度な情報ネットワーク社会の中で日々を生活しており、SNS（例えば「LINE」や「ツイッター」等）を通して多くの仲間と意思の疎通を図っており、その広がりには従来では考えられなかったほどに拡大している。そのため高校生たちの相互関係は、一見すると多種多様で広い範囲をカバーしているように見えるが、その内実は特定の個人とのやり取りに限定されている場合も多い。すなわち、自己の気に入ったテーマには強い興味関心を示す一方で、自己にとって本当に興味あるもの以外には意識が向かず、自分に関係のない対象には全く関心が向かないのである。そのため自己中心的なコミュニケーションには重大な関心を向けても、自分と直接関係のない「公共性」に関わる諸問題に積極的に関わろうとする意識は希薄になりがちである。

先の生徒対象の調査結果によれば、「相手の意見や考えをよく聞くようになってきた」と回答した生

徒」は 86.9%という高い数値を示しているが、「自分の意見や考えをまとめ発言できるようになってきた」という設問に対して、約4割の生徒が自信を持ってないという回答をしている。このことから、高校道德を通して、確かに自分とは違う考えを受け入れることができるようになってきたことは事実であるとしても、他方で話し合い活動が比較的多く行われながらも、自分の意見をうまく表現できていない状況があることが確認できる。さらには、同調査において「グループワークが楽しい」「他の人の考えが分かかっておもしろい」「意外な一面が見られた」等の感想も多いことから、SNS等の手段による意思の疎通だけではなく、直接顔を向かい合わせて行うコミュニケーションをも潜在的には渴望していることが考えられよう。また、「授業の中で、集団や社会で必要なルールやマナーを学習する場があるとよいと思う」と9割近い生徒が回答（「そう思う」が 36.7%、「ややそう思う」が 51.6%）している。

そこで本研究では、公共性に関する資料「公共施設と住民自治」を取り上げ、その授業実践を通して、高校生にとって公共性問題とは何かを考え、討論し合うことで「討議活動」の教育的意義を確認し、その種の道德教育活動の有効性を検証してみたい。自己の主張を提示し、他者の意見を受け入れながら話し合い、互いの意見交換を通して「合意形成」を果たしていくことにはどのような教育的意義があるのだろうか。こうした道德教育的諸課題について考えたい。

### 公共性問題を考える高校道德授業実践

#### (1) 授業の趣旨と指導案について

この授業実践では、小川の教材「公共施設と住民自治」<sup>3)</sup>を使って公共性問題を討議する授業を試行的に実践した。資料の内容は以下の通りである。引用しておきたい

#### 【資料：公共施設と住民自治】

A町の郊外にゴミ焼却場を建設する計画が立てられたことは、町民の大きな話題になった。A町は、B市の郊外に位置し、緑の森林という豊かな環境に囲まれた住宅地になっていた。多くの住民はB市の職場に通っており共存関係にあったが、A町の豊かな環境に大きな影響を与えるゴミ焼却場の計画に町民の多くが承服できなかった。都市部の住民たちが大量に排出するゴミを、なぜA町が処理しなければならないのか。当然、反対運動が起こり、町民の多くが計画の中止を訴えた。建設の是非をめぐる公聴会は、このような中で開催された。A町で行われた公聴会には多くの町民だけではなく、B市の住民や市関係者も多数参加した。以下は、その時の状況を取材していたD新聞記者の記録である。

**A町長**「今回のゴミ焼却場の建設計画は、B市関係者との慎重な検討会を経て、第三者機関の学術的意見も受け入れた上で立てられたものです。焼却場の施設には最先端の技術が投入されており、高度な除去フィルターが装備されているので、ダイオキシン等の有害物質がそのまま煙突から排出されることはありません。」

**A町民①**「確かに最先端技術が投入されているのですが、有害物質をすべて除去することは

できません。長年にわたり少しずつ有害物質は土壌に蓄積されていきます。それに、焼却場が一度作られてしまえばそれを移転することは不可能です。我々はA町の豊かな自然を守り、これから成長する子どもたちのためにも決して建設は認められません。」

B市関係者「第三者機関の学術的意見では、除去フィルターの効果が極めて高く、ほとんど問題ないとの結論が出ております。さらに、建設場所はかなり郊外の場所になっておりますので住宅地に影響はありません。現在B市から出されるゴミの量は加速度的に増えております。A町はB市のベッドタウンになっており、通勤されている方も多と思います。どうか、A町とB市が協力し合いながら地域の発展をはかっていきませんか。」

**A町民②**「確かにA町からB市に通勤している人は多いです。しかし、大量のゴミはB市から出されているわけですから、B市の適切な場所に建設するべきではありませんか。」

**B市民①**「A町の皆さんのお気持ちはよく分かります。しかし、B市では急激な都市化によって交通渋滞や過密化の影響は大きくなっており、生活環境は悪化しつつあります。このような状況でさらにゴミ焼却場を建設することは住民として反対です。A町との共存を図るためにも郊外に建設をお願いします。」

**B市民②**「私は昨年ドイツから帰国して、B市に住むことになりました。私も個人的にはA町のゴミ焼却場の建設計画には反対です。そもそも日本はゴミの量は多すぎます。企業も家庭ももっとゴミを出さない工夫を長い時間かけて考える必要があると思います。ドイツでは住民たちが、ゴミを出さないための多くの知恵を互いに出し合っていましたよ。」

**A町民①**「焼却場の建設に反対される意見はありがたいです。ただ、問題は緊急を要していますので、ゴミを出さない工夫などという悠長な議論を行っている場合ではありません。それに日本とドイツを単純に比較することはできないと思います。とにかく、私たちA町の自然に悪影響を与える計画には断固として反対です。」

以上のような様々な意見が出されたが、結局公聴会の議論は平行線のままで終わった。そのため明日以降も公聴会が開かれることになった。D新聞記者は、この議論を分析してみた。確かに、それぞれの意見には一理ある。A町の自然を守ることはその町の住民たちの権利であろう。しかし、ゴミ問題という地域社会の公共問題も決して看過できない。D新聞記者は、この問題で両者の合意形成が図られるようなコラム記事を書くことになっている。

①A町民とB市民の主張にはどのような正当性があるのだろうか？

A町民たちの主張の正当性

--

B市民たちの主張の正当性

--

②D 新聞記者は、両者の合意形成が図られるようなコラム記事を書くことになっているのだが、どのような内容が考えられるだろうか。

この教材を使った学習指導案は以下の通りである。先述したように本県では1年次で24の内容項目を押さえながら「道徳」を展開している。しかし、社会人一步手前の高校生として、より実社会や日常生活に関わる問題をホームルーム活動の中でもっと行われてもよいのではないかという思いと、高校の授業は講義形式のものが多く議論をする場があまりないこともあり、討議の場を体験させたいという思いから、県立A高校においてこの授業を実施した。

授業を行う上で、討議活動にあまり慣れていない生徒が多いことを鑑み、できるだけ自由に話しやすい雰囲気を作るように心掛けた。また、支援の仕方（声かけやそのタイミング、出てきた意見を肯定する等）には注意を払った。

**【学習指導案】**

第○学年○組 「道徳」指導案		指導者	○○ ○○
主題名	公德心・社会連帯の意識を高める	内容項目	4－(2)
ねらい	地域社会の一員としての自覚をもち、より良く生きる力を育む。		
資料名	公共施設と住民自治（「主体的な<学び>の理論と実践」より）		
主題設定の理由	読み物資料から身近に起こりうる社会的な問題に触れ、合意形成に至る過程を討議活動を通して体験させ、新しい価値を創造することの大切さを学ばせると共に、自分が社会の一員であり、皆で社会を形成しているという意識を高めさせたい。		
展 開			
	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点	
導 入	○資料1の内容を確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">A 町民と B 市民の状況を復習しましょう。</div>	・資料1, 2を事前に提示し、資料2の①, ②まで記入させておく。	

<p>展開</p>	<p>○グループで話し合い活動を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>グループで討議して、D 新聞記者はどのような内容の コラムを書けば合意形成を図ることができるか考えて みましょう。</p> </div> <p>○話し合いの結果を発表する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>コラムの内容を黒板に書いて発表しましょう。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2の②に記入する。</li> <li>・グループ活動の支援をする。</li> <li>・どのようにしたらよいコラムができる のかを考えさせる。</li> <li>・各グループの合意形成内容を板書，発 表させる。</li> </ul>
<p>終末</p>	<p>○コラムの内容を絞り込む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>いろいろ出た意見をまとめましょう。どのようにまと めれば一番良い合意形成ができるでしょうか。</p> </div> <p>○感想を書く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>今日の授業で感じたり考えたりしたことをまとめまし ょう。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自他グループから出た意見をまとめ、 より良い合意形成へと発展させる。</li> <li>・自分の考えをワークシートに記入させ る。</li> </ul>
<p>評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本時のテーマ，キーワード，内容を理解できたか（知識・理解）</li> <li>・本時の内容に積極的に関わることができたか（関心・意欲・態度）</li> <li>・ワークシートに自分の考えを記入することができたか（思考・判断）</li> <li>・自分の考えを発言したり，他者の意見を聞いたりできたか（技能・表現）</li> </ul>	

(2) 授業実践の概要

教材は事前に読み，①「A 町民と B 市民の主張にはどのような正当性があるのだろうか？」の問いに答えてくるよう指示する。本来であれば本時に行いたい，時間が足りなくなるだろうと予想したためである。

授業構成は以下のようなものである。①授業の最初に内容の確認を行い，最終的な目標（D 新聞記者がどのような内容のコラムを書いたら合意形成がなされるか）を明示しておく。難しいだろうと思われる語彙「正当性」「合意形成」「コラム」の意味確認をする。②グループ（4～6人）に分かれ，グループでの討議活動を行う。③各グループ内で出てきた形成合意案を班別に黒板に書き，発表してもらい。④板書の案を元にクラスの合意形成をまとめる。グループ活動から出てきた意見とクラスの合意形成は以下の通りである（2クラス X 組・Y 組）。

【X 組】

グループ 1

- ・B 市がお金を（経済的）負担する。

- ・焼却場の多様な利用方法を考える。
- ・フィルターの効果を具体的に検証してから考えてはどうか。

#### グループ2

- ・ゴミを出す料金をA町は安く、B町は高くする。余ったお金をA町の環境保護（フィルターの点検・修理等）に使うようにすればいいのではないか。
- ・ゴミの多いB市の料金を高くすることで、ゴミの量を減らす。また、A町はゴミ焼却場のリスクを請け負うことで通常料金にする。
- ・町の無職の人々の雇用を優先し、納得してもらう。

#### グループ3

- ・A町とB市を合併することで解決を図る。
- ・問題はあがるが、金銭的な方法での解決を模索する。
- ・むしろB市に建設することによって、B市民自身のゴミの量を減らす意識を高める。

#### グループ4

- ・どうすればA町に建設できるかを模索する。
- ・B市はゴミを減らす努力をする。
- ・雇用創出は、A町の無職の方を中心に進めていく。
- ・焼却炉の建設費は、B市が負担する。
- ・焼却で発生する熱源を活用して、A町の公共施設の維持・管理に使う。
- ・焼却炉から排出する煙は、B市の方へ送り込む。

#### グループ5

- ・焼却炉の除去フィルターの精度を再度検証して、もし有害物質の除去率に問題がなければ、B市はA町に承認してもらい、補償金も支払う。
- ・もし有害物質の除去率が低ければ、建設は断念して他の方法を模索する。

☆【X組】の合意形成：ゴミを出す料金を、A町はゴミ焼却場のリスクを請け負うため安く、B町は高くする。ゴミの多いB市の料金を高くすることで、ゴミの量を減らす効果も狙う。また、余ったお金でA町の環境保護（フィルターの点検・修理等）に使う。焼却場の熱等を利用して温水プールなどの福祉施設を建て、焼却場・施設等の雇用はA町を中心にする。

#### 【Y組】

##### グループ1

- ・B市は環境状態の定期検査とその公開、A町への何らかの援助、さらに環境悪化の補償内容を確定しておくことが求められる。
- ・B市の地下に建設することで、用地買収の問題を解決できるのではないかと。

- ・ B 市が積極的に環境教育を啓蒙して、B 市民自身がゴミを減らす努力を行う。
- ・ 既存のゴミ処理関係の施設を増築することで解決を図る。
- ・ 「B 市がゴミを〇%減らす」を条件にして、ごみ焼却場を一時的に建てることを A 長に昇任してもらう。
- ・ A 町に建てたゴミ焼却場の排気口をのぼして B 市のエリアから出す。

#### グループ 2

- ・ 有害物質も出さず、将来的にもほとんど問題ないと主張する B 市に焼却場を建てるべきだ。その理由は B 市が主にゴミを多く出しているから。
- ・ B 市から A 町に補助金を出すことで合意を図ってはどうか。
- ・ 両自治体を合併することによって解決を図る。

#### グループ 3

- ・ A 町と B 市の境界線上にゴミ焼却場を建設することで合意を図る。
- ・ B 市に環境保護税をかけ、その財源で A 町の雇用問題を解決させるので、ごみ焼却場の建設を認めてもらう。
- ・ ゴミ焼却場を活用した発電所も建設して、A 町の電力問題を解決する。

#### グループ 4

- ・ A 町に焼却場を建設するが、様々なトラブルは全て B 市が責任を持つ。
- ・ A 町における焼却場を認めてもらう条件として、B 市への公共交通機関等の優遇措置（交通費等の援助等）をとる。

#### グループ 5

- ・ 両自治体が合併する。
- ・ B 市の税金と上げて、A 町への財政援助を行うことで建設を認めてもらう。
- ・ ゴミ焼却場による環境問題がであれば、動物園等の施設を建設して森の動物を保護する。
- ・ B 市が A 市のために何らかのボランティア活動を実施する。
- ・ A 町と C 市の協議の結果を、第三者の立場から C 市に評価してもらう。

#### グループ 6

- ・ A 町の住民に B 市の娯楽施設の優待券を与えて建設に同意してもらう。
- ・ ゴミ焼却場の建設やその後の管理等一切を B 市が責任を持つ。

#### グループ 7

- ・ B 市民が出せるゴミの量を制限して、それを超えたら A 町に違約金を支払う。
- ・ B 市から A 町に補助金を出す。
- ・ B 市が A 町の環境を保護する。

#### グループ8

- ・B市がA町の環境保全を援助する。
- ・A町の住民に対して、B市は経済面や人的側面で配慮すべき。
- ・B市からA町に様々な補助金を出す。

☆【Y組】合意形成：A町にゴミ焼却場を建設することを同意してもらうために、C市は建設資金を支出し、さらに環境保護税を徴収してA町に補助金を出す。さらにB市はゴミの量を制限する取り組みをする。また、ごみ焼却場に発電所を建設し、A町に電気を安く提供する。

### 授業実践の評価と考察

X組もY組も、討議活動から出てきた意見は多岐にわたり、興味深いものも多かった。各グループで1つのものにこだわって話し合っていたグループもいれば、いくつかの観点から討議していたグループもあった。

1つの観点到こだわっていたグループ(X組グループ5)は、資料内の「第三者機関の学術的意見では、除去フィルターの効果が極めて高く、ほとんど問題ない」というB関係者の発言に対して「有害物質はほとんど出ないって言っているけど、少しは出てるよね。『少し』ってどれくらいなんだ？」という疑問があがった。このグループはこの除去フィルターに注目し続け、合意形成をフィルターの除去率に応じて3パターンに場合分け(A町とB市の間に建てる場合、B市からA町へ補償金を出す場合、焼却場の話そのものが白紙になる場合)した。いくつかの観点から討議していたグループは環境的側面、経済的側面、社会的側面、政治的側面等からのものが多かった。各グループ盛んに話し合い活動が行われたのは、自分たちで決めるという責任感があるため、積極的に臨めていた結果のように思える。

また、討議活動中は、他者の意見を聞いて、その意見に自分のアイデアを足していくことも多かったようで、自分だけで考えるよりも意見が出しやすそうだった。「どのようにしたらゴミを減らせるか」「ゴミを減らすために何をすべきか」という根本的なところまで考えられていたグループもあった。

一方で、時間配分が難しく1時間では足らなかった。資料の読み物等は自宅で予習させておく必要がある。実際にはそれでも足りないくらいの時間配分であった。しかし予めやらせると、今度は本時で内容を忘れてしまっていた生徒もいる。2時間連続で取り組めるのがベストだろう。

グループ間での話し合い活動の活発さに関しては差があった。これは多少の差は仕方ないが、後述するような「対話促進者」の活躍が期待される。

また、クラスによって合意形成の内容が全く変わってしまう場合が考えられる。今回の2クラスの合意形成はそれほど極端な差は出なかったが、教師のねらいとあまりにもズレが生じたときの支援の仕方はどのようなものがよいのかという課題が残った。

さらに、授業を実施してみて感じたことは、学校間によって討議のしやすい場合としくい場合

があるだろうということだ。A 高校の場合には、十分に討議活動が成立した。しかし、そもそもそうした活動が成立しにくい状況にある高校では、以下ようなルールを指示しておくのもよいと思われる。①誰も自分の意見を主張することを邪魔されてはならない。②自分の意見は必ず理由をつけて発言する。③他の人の意見にははっきり賛成か反対かの態度表明をする。その際、理由をはっきりいう。④理由が納得できたらその意見は正しいと認める。⑤意見を変えてもよい。ただし、その理由をいわなければならない。⑥みんなが納得できる理由を持つ意見は、みんながそれに従わなければならない<sup>4)</sup>。

より深く活発な討議活動が展開されるには教師の支援が欠かせない。小川は、この役割を果たす者を「対話促進者」と定義している<sup>5)</sup>。ただ、全ての教師がスムーズに討議活動を支援できるとは限らないし、ある程度討議活動に慣れている教師であっても、生徒たちの意見や考えに戸惑うこともあるだろう。今回の実践でも、「金銭的な手段で解決を図る」(例えば「賄賂」等)という意見も少なからず出た。確かに、これも1つの提案ではあるが、社会一般の道徳的常識からみてあまりにも問題ある発言に対しては、教師が明確にその是非を示すことも必要になろう。このように討議活動をより充実したものにするには、「対話促進者」のスキル向上を図る必要があるように思われた。

#### 結語的考察—討議活動の教育的意義—

今回、試行的に実施した討議活動を主体とした道徳教育実践は、いわゆる問題解決型の学習活動の側面もあり、自ら考えるだけでなく他者との、さらには周り者との協調を意識しながら教育活動していく点に有効性があった。特に、様々な討議を通じて生徒たち自身が新しい合意やルールを作っていくという行為(価値の創造)は、1年次の道徳では十分に扱われないことであり、その意味では重要であろう。しかも社会人一步手前にいる今の高校生にとっては、社会的に重要な意味を持っていると思われる。

ただ、今回の教育実践を通して検討すべき点も多いように思われた。例えば、討議活動において重要な役割となる「対話促進者」は、どのくらいまで生徒たちの討議活動に助言したり、時には介入していくのかは、この種の授業において難しい問題である。生徒たち自身の討議活動を優先することが前提である以上、話し合いがまとまらないからといって教師が介入して無理に合意形成を図ることは問題である。そのような教育的指導では、討議活動の教育的意義はなくなってしまうからだ。だからといってあまりにも自由放任に任せてしまうわけにもいかない。特に一般常識から外れてしまった討論に関しては、ある程度の介入は必要である。それをどのタイミングで教師が指導を行うのかの基準を明示することは難しいといわざるを得ない。

このような討論活動による道徳教育実践には数々の問題が横たわっているが、本研究で分析したように、討論活動をとおして公共性を考える道徳教育実践は、高校生にとっては様々な点で教育的意義があるように思う。ある生徒は福島原発のことを思い出して「どうしても他人事になっちゃうんだよね。その時には大変だなあ、協力できることないかなあと思うが、結局最後には、自分とすることができることは限定されているので、具体的な行動にまで進まないんだよね」と発言していた。この発言は、討議活動によって合意したことを個人の問題として済ませてしまうのではなく、次の行

動へ、特にみんなの協力によってはじめて達成できる行動の大切さを自覚している発言として重要であろう。すなわち討議活動による道德的判断が、個人ではなくクラスのメンバーたちに合意形成として自覚され、それがクラス全体の具体的な道德的实践意欲や態度、そして道德的行動へと展開していくことは、高校道德において重要な課題であるように思う。討議活動による道德教育実践はその出発点になるものとして重要ではないか。

以上のように話し合い活動による道德教育は色々な問題を孕んではいるが、単なる読み物資料では得られない主体的なく学び>を行うことができるように思う。今後更なる实践的検討を進めていく中で、話し合い活動の道德教育の定着を目指したいと考えている。

## 注

- 1) 茨城県教育委員会『高等学校道德教育指導資料―魅力ある「道德」の实践を目指して―』(平成24年改訂版), 92―93頁.
- 2) 澤田浩一 2013. 「中学校から高等学校へと深化する道德教育」『内外教育』(時事通信社:平成25年12月24日号), 5頁.
- 3) 教材テーマ「公共施設と住民自治」小川哲哉 2014. 『主体的なく学び>の理論と实践―「自律」と「自立」を目指す教育』(青簡舎), 91―93頁.
- 4) 同書, 42頁.
- 5) 同書, 44―45頁.